

令和6年度 本山町有害鳥獣被害対策事業

①有害鳥獣被害対策事業(町単独事業)				
	事業名	事業内容	負担	申請先
継続	有害鳥獣被害対策事業	捕獲許可となった下記の有害鳥獣を、猟期を除く期間中に捕獲した場合に、捕獲者に報償金を支払います	—	まちづくり推進課
□ ①有害鳥獣被害対策事業に関する関連事項(町単独事業)				
対象鳥獣	申請に必要な捕獲確認証拠品	報償金	対象期間	
イノシシ	尻尾	10,000円	4月1日～11月14日	
ニホンジカ	尻尾	10,000円	4月1日～11月14日	
サル	尻尾	20,000円	通年	
ハクビシン	尻尾	4,000円	2月16日～11月14日	
カラス	両脚	2,000円	2月16日～11月14日	
タヌキ	尻尾	2,000円	2月16日～11月14日	
ノウサギ	両耳	2,000円	2月16日～11月14日	
②有害鳥獣被害対策事業上乗せ報償金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(国交付金))				
	事業名	事業内容	負担	申請先
継続	有害鳥獣被害対策事業上乗せ報償金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(国交付金))	有害鳥獣被害対策事業の捕獲報償金申請時に、捕獲者に報償金の上乗せを行い、報償金を支払います	—	まちづくり推進課
□ ②有害鳥獣被害対策事業上乗せ申請に関する関連事項				
対象鳥獣	上乗せ申請に必要な捕獲確認証拠品		上乗せ報償金額(上限)	
イノシシ	尻尾(無い場合は、両耳もしくは牙)		成獣：7,000円 幼獣：1,000円	
ニホンジカ	尻尾(無い場合は、両耳もしくは牙)		成獣：7,000円 幼獣：1,000円	
サル	尻尾(無い場合は、両耳もしくは牙)		成獣：8,000円 幼獣：1,000円	